

第 99 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和 2 年 6 月 4 日（木）13 時 00 分～14 時 45 分

2. 場 所 ウェブ会議

3. 出席者

(1) 審議会委員（敬称略・五十音順）

荒川雅行、太田貞夫、小野裕美、上月陽子、高野一彦、中川丈久、灘本明代、西村裕三、眞鍋智子

(2) 実施機関の職員

福祉局政策課担当課長

健康局予防衛生課担当課長

経済観光局経済政策課担当課長

経済観光局経済政策課担当課長

教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課長

地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課長 ほか

(3) 事務局の職員

市長室担当部長、情報化戦略部担当課長 ほか

4. 議 題

今回の審議案件は、新型コロナウイルス感染症対策関連の 6 事業についてであり、緊急を要するものである。当審議会としては、外出の自粛要請等の接触機会の低減が求められている状況を踏まえて、ウェブ会議による開催を実施することとしたが、会議の傍聴については系統的に難しいため、今回に限り傍聴できない取り扱いとした。

(1) 審 議

①神戸市特別定額給付金事業のシステム化について

②新型コロナウイルス感染症状態患者の接触者における健康観察システムの構築について

③中小法人等の店舗家賃負担軽減補助金の電子申請受付審査処理システムの構築について

④新型コロナウイルス対策のための神戸市内中小企業チャレンジ支援補助金の電子申請受付審査処理システムの構築について

⑤臨時休業期間中における神戸市立学校児童生徒への昼食支援について

⑥神戸市民病院機構における集中治療支援システムの導入について

5. 議事要旨

(1) 審 議

①神戸市特別定額給付金事業のシステム化について

福祉局政策課から、神戸市特別定額給付金事業のシステム化について、条例第 9 条（提供及び利用の制限）及び条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

- 委員 資料1の別図1で何点か教えていただきたいのですが、新しく作られたデータベースというのが、A、a、b、cということでよいのでしょうか。
- 政策課 はい。Aを核に、a、b、cで事前の処理であったり、事後の処理というものを分担しております。
- 委員 これらを新しく作って、他のものと連携したという認識でよいのでしょうか。
- 政策課 その通りです。DVに関しては、aで集約をした後、Aに取り込みをいたします。bにつきましては、当初、申請書の発送をいち早く行うために、本来システムが構築出来てから、そこから作成すべきものですが、住民課他より提供をいただいて、独立した形で申請書を作ったということになります。cについては、オンライン申請のデータをここで一括して取り込んで、重複等を排除した上で、Aのシステムに取り込むという形で作業分担をしております。
- 委員 ありがとうございます。システムの流れがどうのとか、データの流れがどうのとかは思っていないんですが、図の書き方で何点か質問があるのですが、よろしいでしょうか。
- 政策課 はい。
- 委員 まず、ユーザーがオンライン申請をして、ダイレクトに神戸市のオンライン申請システムに矢印が行っているのですが、間に国のシステムが。
- 政策課 はい。左様でございます。マイナポータルということで、国が構築しました申請サイトがございまして、そちらの方に神戸市用のエリアが設けられております。そちらに申請が届いた部分について、神戸市でダウンロードして、cのサブシステムに格納した上で、重複を排除したり、左上の方から矢印が伸びているんですが、住民記録システム、住民基本台帳に付随している公的個人認証シリアル値をもとに紐づけを行っております。
- 委員 そうすると、間に1つ四角でも入れておいた方がよいのかなと思います。
- 政策課 分かりました。
- 委員 あと、神戸市の中でのデータの流れはセキュリティで守られているという認識はあるのですが、他とのデータの行き来のところですが、神戸市から委

託業者に行くところは電子記録媒体で、住所、氏名、生年月日、続柄とあるのですが、データはこれしか行かないのでしょうか。

- 政 策 課 はい。印刷用に用いられる、このデータのみを印刷事業者にお渡しして、出力していただくこととなります。実際のところ、Aのシステムは、事業の全体を統括しておりますので、このシステムを操作するには、事務所内に委託会社の職員に来ていただいて、操作をするということで、提供ではなく、利用していただいている形態です。
- 委 員 必要かどうか分からないのですが、②の返送のところの申請の矢印が、委託事業者から特別定額給付金事業進捗管理システムに入っていると思うのですが、ここのデータの流れのところは、おそらく前の方に書いてあるのかなと。例えば、15ページのデータが流れていると思うのですが、それに対応しているということであれば、書いておいた方が良いでしょう。
- 政 策 課 はい。
- 委 員 もう1つですが、他府県との連携のところ、神戸市に他府県のデータをもらうという話だったので、矢印の方向は合っていると思うのですが。
- 政 策 課 相互の提供ということで、左下の部分からは、神戸市にデータを頂きます。都道府県、他市町村の部分については、神戸市から提供するという形で情報の相互連携を行っております。
- 委 員 もらう側はDV等管理システムに入るけれども、渡す方は別のところからでしょうか。
- 政 策 課 いいえ。DV等管理システムから出てきたデータを他の都道府県、他市町村に渡すという作りになっています。aから下向きに矢印が出ておりますが、その内容が9条諮問という作りになっております。
- 委 員 いるのでしょうか。この9条のところの2つの四角は。
- 政 策 課 項目として、それぞれ2つに記載しておりますが、諮問書としては、提供ということで、1つで記載させていただいております。
- 委 員 システム的なデータフローと諮問書とごっちゃに入っているかなという気がしますが、でもこれっていいんですよね。

- 政 策 課 はい。提供に関しては9条の諮問書に入っております。
- 委 員 はい、分かりました。
- 委 員 他にご質問がございませんか。先ほどご指摘いただいた件は参考にしていただきたいと思います。
- 委 員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。神戸市特別定額給付金事業のシステム化についてですが、国が決定した特別定額給付金の支給を行うため、住民基本台帳情報、DV被害者避難者情報、児童福祉施設入所等児童等情報などを利用し、対象者の抽出、申請手続きの案内、受付処理並びに給付金の振込に係る事務を電子計算機処理することは、正確かつ迅速に対象者への給付が可能となり、市民サービスの向上に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

②新型コロナウイルス感染症症状患者の接触者における健康観察システムの構築について

健康局予防衛生課から、新型コロナウイルス感染症症状患者の接触者における健康観察システムの構築について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委 員 6ページについて、参考となっておりますが、図は付けないといけないのでしょうか。なぜ、そのようなことを言っているかといいますと、この図があまりにもラフすぎて、データの流れやセキュリティがどうなっているか、ポットのところはクラウド上にあると思うのですが、そのような説明がないのと、ファイヤーウォールが外に出ています。ポットのところでクラッキングされたらどうなるのか、あと、5番のところの管理画面のところから、エンドユーザーのところにデータが戻るようになっているのですが、このネクタイをしている人は、管理画面ユーザーなのかよく分からないのですが、矢印は何なのかよく分からなくて、非常にお絵かき状態で付けるのであれば、もっとしっかり描いた方が良いと思いますし、付ける必要がなければ、なくしたほうがいいかなど。
- 予防衛生課 分かりました。修正させていただきます。
- 委 員 付けないのであればいいんですが、付けるのであれば、もっとしっかり描

いていただくか、どちらかにされた方が良いと思います。

- 委員 先ほど委員から指摘があった部分については、再検討してください。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。新型コロナウイルス感染症患者の接触者における健康観察システムの構築についてですが、新型コロナウイルス感染症患者の接触者に関する健康状態をリアルタイムに把握するため、ウェブ上の入力フォームに接触者が直接入力する健康観察システムを構築することは、効率的に健康状態の把握と有症状時の指導及び医療機関への受診勧奨が可能となり、効果的な感染拡大防止対策に寄与するものであり、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

③中小法人等の店舗家賃負担軽減補助金の電子申請受付審査処理システムの構築について

経済観光局経済政策課から、中小法人等の店舗家賃負担軽減補助金の電子申請受付審査処理システムの構築について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

（意見なし）

- 委員 特にご意見がございませんでしたら、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。中小法人等の店舗家賃負担軽減補助金の電子申請受付審査処理システムの構築についてですが、緊急事態宣言に伴う休業要請に従い、売上減少の影響を受けている中小法人等の店舗家賃の一部の補助事業を実施するにあたり、新たに電子申請受付審査処理システムを構築することは、感染拡大防止を図りながら、インターネットによる迅速な申請や正確な審査等の手続き、貸貸人への補助金の支給が可能となり、申請者の利便性の向上及び作業の効率化に寄与するものであり、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

④新型コロナウイルス対策のための神戸市内中小企業チャレンジ支援補助金の電子申請受付審査処理システムの構築について

経済観光局経済政策課から、新型コロナウイルス対策のための神戸市内中小企業チャレンジ支援補助金の電子申請受付審査処理システムの構築について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 いかがでしょうか。ご質問等ございませんか。

(意見なし)

○委員 特にご意見がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。新型コロナウイルス対策のための神戸市内中小企業チャレンジ支援補助金の電子申請受付審査処理システムの構築についてですが、売上減少の影響を受けている中小企業の事業継続に向け、売上げ向上を目指す新たな取り組みを行う事業者に対し、設備購入費等経費の一部の補助事業を実施するにあたり、新たに電子申請受付審査処理システムを構築することは、感染拡大防止を図りながら、インターネットによる迅速な申請手続きや正確な審査等が可能となり、申請者の利便性の向上及び作業の効率化に寄与するものであり、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑤臨時休業期間中における神戸市立学校児童生徒への昼食支援について

教育委員会事務局学校教育課特別支援教育課から、臨時休業期間中における神戸市立学校児童生徒への昼食支援について、条例第 9 条（提供及び利用の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 6 ページの運用上の保護なんですけれども、②、③について、先ほど配送業者に渡したデータを破棄するとおっしゃったのですが、誰それにとこのデータが書いていないので、私たちから見ると、神戸市側のサーバーの話かなと思うのですが、配送業者に渡したのはどうするのだろうと思いながら聞いていたので、口頭でおっしゃったこのデータはどこにあるデータなのかを書かれた方が良くと思います。

○特別支援教育課 分かりました。

○委員 今のご指摘に従って訂正してください。

○特別支援教育課 分かりました。

○委員 他にご質問がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。臨時休業期間中における神戸市立学校児童生徒への昼食支援についてですが、学校園の臨時休業の長期化に伴い、経済的に配慮を要する世帯への昼食支援を実施するため、神戸市就学援助の申請者情報及び特別支援教育就学奨励費の対象者情報を利用することは、支援対象者に迅速に食品を提供することが可能となり、市民サービスの向上に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑥神戸市民病院機構における集中治療支援システムの導入について

地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課から、神戸市民病院機構における集中治療支援システムの導入について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○委員 よろしいでしょうか。特に意見はございませんでしょうか。

（意見なし）

○委員 特にご意見がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。神戸市民病院機構における集中治療支援システムの導入についてですが、新型コロナウイルス感染者患者のオーバーシュートに対する診療体制を構築するため、神戸市民病院機構内において、集中治療支援システムを導入することは、西市民病院及び西神戸医療センターから中央市民病院の専門医に対し、患者の迅速なコンサルテーションを行うことができ、適正な医療体制の確保に寄与するものであり、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

○委員 本日、審議いたしました 13 件の諮問への答申文ですが、審議会としての方

向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。

○委員 (異議なし)

○委員 それでは、これもちまして、第 99 回神戸市個人情報保護審議会を終わります。ありがとうございました。